

○伊豆の国市放課後児童クラブ条例

令和 6 年 3 月 19 日

条例第15号

伊豆の国市子育て支援施設条例（平成17年伊豆の国市条例第72号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を行うため、伊豆の国市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 児童クラブの名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（開所時間）

第 3 条 児童クラブの開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 小学校の授業の休業日以外の日 放課後から午後 6 時30分まで
- (2) 小学校の授業の休業日 午前 7 時30分から午後 6 時30分まで

（休所日）

第 4 条 児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

（対象児童）

第 5 条 児童クラブを利用することができる児童は、市内の小学校に就学している児童であって、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 長期にわたり疾病等の状態にあり、又は同居の親族を常時介護していること。

（入所の承認）

第6条 児童クラブへの入所を希望する児童の保護者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(入所の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童クラブへの入所を承認しないことができる。

(1) 入所している児童の数が、規則で定める児童クラブの定員に達しているとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が児童クラブの管理及び運営上支障があると認めるとき。

(利用の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことができる。

(1) 第5条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 児童が届出なく連続して7日以上欠席したとき。

(3) 正当な理由なく次条の使用料又は第14条の利用料を滞納したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が利用を取り消すことに相当の理由があると認めたとき。

(使用料等の納付)

第9条 児童クラブの入所の承認を受けた保護者（以下「利用者」という。）は、児童が入所する日の属する月から退所する日の属する月までの使用料を、納付しなければならない。

2 使用料の額は、児童1人につき、月額5,000円とする。

3 利用者は、食糧費、保険料その他の児童クラブの活動に必要な経費として現に要する実費の全部又は一部を負担するものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、特別の事情があると認めるとき及びその額は、規則で定める。

(賠償責任)

第11条 児童クラブの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除すること

ができる。

(指定管理者による管理)

第12条 児童クラブの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。この場合において、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは、これを変更」とあるのは「ときは、市長の承認を得てこれを変更又は延長」と、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」と読み替えるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務
- (2) 第6条から第8条まで、第10条及び第14条に規定する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続等)

第13条 指定管理者を指定する手続等については、伊豆の国市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年伊豆の国市条例第141号）の規定による。

(利用料金の納付等)

第14条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。この場合において、第9条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

2 利用料金は、その納付を受けた指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、利用料金を別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めたときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受する旨及びその額又は算出方法について公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に伊豆の国市子育て支援施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
伊豆の国市長岡南小学校放課後児童教室	伊豆の国市長岡1294番地の1
伊豆の国市長岡南小学校第二放課後児童教室	伊豆の国市長岡1294番地の1
伊豆の国市長岡南小学校第三放課後児童教室	伊豆の国市長岡1294番地の1
伊豆の国市長岡北小学校放課後児童教室	伊豆の国市南江間1200番地
伊豆の国市菰山小学校放課後児童教室	伊豆の国市四日町350番地
伊豆の国市菰山小学校第二放課後児童教室	伊豆の国市四日町350番地
伊豆の国市菰山小学校第三放課後児童教室	伊豆の国市四日町350番地
伊豆の国市菰山南小学校放課後児童教室	伊豆の国市中817番地の1
伊豆の国市放課後児童クラブすずかけ館	伊豆の国市三福325番地
伊豆の国市放課後児童クラブ第二すずかけ館	伊豆の国市三福325番地
伊豆の国市放課後児童クラブあすなろ館	伊豆の国市守木312番地
伊豆の国市放課後児童クラブ第二あすなろ館	伊豆の国市守木312番地

別表第2 (第14条第3項関係)

利用の区分	単位	利用料金
8月以外の月	1月	5,000円。ただし、同一世帯に属する2人目の児童が利用する場合にあっては2,500円、3人目以降の児童が利用する場合にあっては無料とする。
8月	1月	8,000円。ただし、同一世帯に属する2人目の児童が利用する場合にあっては4,000円、3人目以

		降の児童が利用する場合にあっては無料とする。
土曜日	1日	500円
延長利用	1日	150円

備考 「延長利用」とは、第12条第1項の規定により、第3条を読み替えて適用し、指定管理者が開所時間を延長した場合における児童クラブの利用をいう。